

令和 6 年 1 2 月 1 0 日
学 校 職 員 課

教育長臨時代理の報告（世田谷区教育委員会規則一部改正）

1 主旨

令和 6 年特別区人事委員会勧告等に基づく「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正に伴い関係規定を整備するため、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」を一部改正する必要があるが生じた。

本改正は速やかに行う必要があったが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第 2 条の 2 に基づき、教育長の臨時代理により 1 1 月 2 9 日に決定したので報告する。

2 改正内容

「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」【勧告のとおり実施】

		概 要		施行年月日等
勤勉手当 【第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号】	<令和 6 年度 1 2 月期の支給月数> 引上げ分は 1 2 月の勤勉手当より割振り			改正規則の公布 の日
			一般職員	
	12月	支給月数	1.225月 (0.60月)	
		引上げ月数	0.10月 (0.05月)	
	() 内は定年前再任用短時間勤務職員			
同上	<令和 7 年度以降の支給月数> 引上げ分は 6 月期・1 2 月期に均等に配分			令和7年4月1日
			一般職員	
	6月 12月	支給月数	1.175月 (0.575月)	
		引上げ月数	0.05月 (0.025月)	
	合計	支給月数	2.35月 (1.15月)	
		引上げ月数	0.10月 (0.05月)	
	() 内は定年前再任用短時間勤務職員			

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の60」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

第 1 条による改正後	改正前
○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年 3 月31日世教委規則第18号 (支給割合) 第 4 条 条例第30条第 2 項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第 1 左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された職員であって、法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の122.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の140</u>) (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の68.75</u>) 2～3 省略	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年 3 月31日世教委規則第18号 (支給割合) 第 4 条 条例第30条第 2 項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第 1 左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された職員であって、法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の112.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の130</u>) (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の55</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の63.75</u>) 2～3 省略

第2条による改正後	第1条による改正後
○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第18号 (支給割合) 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の117.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の135</u>) (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の66.25</u>) 2～3 省略 <u>附 則 (令和 年 月 日世教委規則第 号)</u> <u>この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。</u>	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第18号 (支給割合) 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の122.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の140</u>) (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の68.75</u>) 2～3 省略